

明和町指定給水装置工事事業者の

廃止、休止又は再開について

指定給水装置工事事業者の事業を廃止、休止又は再開するときは、その旨を届ける必要があります。

○申請に必要な書類と届出の期日

- ・事業の廃止、休止…廃止または休止の日から30日以内

指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（第5号様式）を提出してください。

添付書類は不要ですが、「廃止」の場合には「指定給水装置工事事業者証」を返納してください。

- ・事業の再開…再開の日から10日以内

指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（第5号様式）を提出してください。

○手数料

- ・廃止・休止又は再開の届出には手数料は必要ありません。

お問い合わせ・書類提出先

明和町役場 上下水道課 電話：0596-52-7120